

の言に曰く、廣重は、林齋と大抵同年齡にして、其の頃廣重は、剃髮して居りしが、人品賤しからざりし、林齋の友人なりと。

文化九年九月、徳太郎師名廣字および歌川を稱ふことを許され、歌川廣重と稱す、其の時の免状は、傳へて其の家にありしが、近頃清水の有となる、免状に、元祖、歌川豊春、同豊廣印として、あとに門人廣重としりし、文化九年九月吉日とあり。

按ずるに、文化九年は、廣重が十七歳の時なり、十七歳にして免状を得るは、蓋し古來稀なる所ならん、これ廣重が筆力の超凡なるを知るべし。

文政一年、東里山人作、音曲情の糸道三冊岩戸版を畫く、これ廣重が草雙紙の初筆なるべし、

按ずるに、畧傳に、東里山人、九陽亭と號し、又鼻山人と號す、麻布三軒家に住す、通稱は細川浪次郎といふ、鼻形の印章あり、俗に京傳鼻といふ、山東庵が門人なり、活東子曰く、吾師無物老人話に、浪次郎晚年漂泊して、芝の切通にて、傳授屋といひて、奇方妙術などを小さき紙にしるして賣れり、予も流離して、曝書僧となり、俱に相隣りて活計せしか、後に江戸橋四日市の小店に移りてより、聲聞せざれば、其淵瀨をしらずと云々、作者部類に、東里山人、麻布に居宅する御家人、(御普請役)實名を忘れたり、文化四五月の頃、和泉屋市兵衛に請ひて、初めて臭草紙(當時合卷既に行はる)を印行せられしより、年毎に此人の作出てたり、然共援翠なるあた

り作なし、其作りさま南北と相似たることあり、前輩の舊作を剽竊して作れるもの多かり。

同十年、江南亭唐立作、筆綾糸三筋繼棹六冊を畫く、此の頃師豊廣と共に、草筆の貼交畫を畫く多し。

按ずるに、江南亭唐立は、狂歌師なり、略傳に、通稱を中田慶治といふ、原市街に住て、幼より狂歌を好み、故十返舎に隨つて、愚舎一得といふとあり。

同十二年豊廣没す、これより廣重獨立して、別に師に就かず、愈々勉強刻苦して、一機軸を出ださんとす、一説に、人あり、豊廣の名を繼がんことをすゝめしが、畫道未熟なりとて、これを辭したりとぞ、

按ずるに、三世廣重が、建碑の報條に、先師立齋廣重翁は、(中略)師の机邊にある僅にして、年甫十六のをり、師の先立れぬれば云々といへるは、非なり、廣重は、文化六七年度の頃、豊廣の門に入り、同九年師名の一字を稱ふを許され、しかして豊廣は、文政十二年に没したり、其の間二十餘年、師に就くこと二十餘年の久しき、これを謂て、僅なりといふ、誤りも亦甚だしからずや。

日本水彩畫會新會友

和歌山縣西牟婁郡橋抗小學校

福島縣石川郡川東村大字小作田荒町

東京市麴町區飯田町六ノ二十一伊藤方

愛知縣寶飯郡西浦村無量寺

西川宗太郎

折笠貞義

宇多村信雄

板倉榮自